

平成23年度

国家基幹研究開発推進事業

—原子力システム研究開発（革新技術創出型）—

募集要項



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成23年2月

目 次

	頁
I. 事業概要	
1. 目的	1
2. 事業実施体制	2
II. 実施方法	
1. 募集から契約までのスケジュール	3
2. 提案書類の受付等	3
3. 問合わせ先	6
4. 審査及び採択	6
5. 研究課題の管理と評価	8
6. 公表等	8
III. 研究費の適正な執行について	
1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく措置	10
2. 重複提案の制限・過度の集中の排除について	11
3. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置	12
4. 研究活動の不正行為に対する措置	13
5. 他の競争的資金等で参画の制限が行われた研究者の本事業へ の申請等資格制限	14
6. 関係法令等に違反した場合の措置	14
7. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項	14
8. 繰越について	14
9. 「国民との科学・技術対話」の推進について	15
10. 府省共通経費取り扱いについて	15
IV. 公募要領	
1. 応募対象者	16
2. 公募の対象	16
3. 委託契約の締結	17
4. 研究代表者の指定	17
5. 事務連絡担当者の指定	17
6. 研究経費	17
7. 研究期間及び経費等	18
8. 採択予定件数	18
V. 委託契約の締結等	
1. 委託契約の締結	19
2. 委託費の範囲及び積算等	20
3. 研究成果の取扱い	20
4. 取得資産の取扱い	21
VI. 提案書類の作成と注意	
1. 提案書類の取扱い	22
2. 提案書類の作成	22
3. 政府研究開発データベース登録への協力	23
(別紙) 研究開発に要する経費の範囲	24
Q & A	26

(ご参考1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	29
(ご参考2) エフォートの考え方について	33
(様式1) 原子力システム研究開発 (革新技術創出型) 申請書	34
(様式2) 提案課題全体の研究計画	35
(様式3) 全体計画の内訳 (年度別所要経費)	40
(様式4) 機関別研究計画	41
(様式5) 代表研究者及び分担研究者の研究歴等	43
(様式6) 研究者調書	44
(様式7) 他制度等による助成	45
(様式8) 用語の説明書	46
(別添) 提出書類チェックシート	47
間接経費	48
(別紙様式) 競争的研究資金に係る間接経費執行実績報告書	49

I. 事業概要

1. 目的

(1) はじめに

「国家基幹研究開発推進事業」は、科学技術政策の遂行の観点から、国が直接実施する必要のある研究開発活動について、優れた提案を採択し、研究開発活動のより一層の活性化を図るため、平成23年度より原子力を始めとする複数の競争的資金を統合し一体として推進するものです。

(2) 目的

我が国の原子力発電によるエネルギー利用においては、安全確保を前提に、エネルギーの長期的な安定供給の確保や地球環境問題への貢献が希求されています。そのため、原子力研究開発では、安全が確保されている、高効率な燃料利用により燃料を極力無駄にしない、放射性廃棄物排出の大幅な削減が図れる、核拡散抵抗性に優れる、経済性向上が見込める等の特長を持つ「革新的原子力システム」の実現が期待されています。

そのため、原子力分野において我が国が将来直面する様々な課題に的確に対応できる技術を開発する必要があります。また一方で、国際的には、我が国が重点的に研究開発を行っているナトリウム冷却型の高速増殖炉サイクルの他にも、超臨界水冷却型、鉛ビスマス冷却型、ガス冷却型のような多様な原子炉の開発が行われており、原子力技術の分野は、外国起源のものへの利用に制限が加えられることが少なくなく自国の技術を保有する必要性が高いことから、国際情勢や技術動向の変化に的確で戦略的に対応できるよう技術基盤を確保することも重要となります。

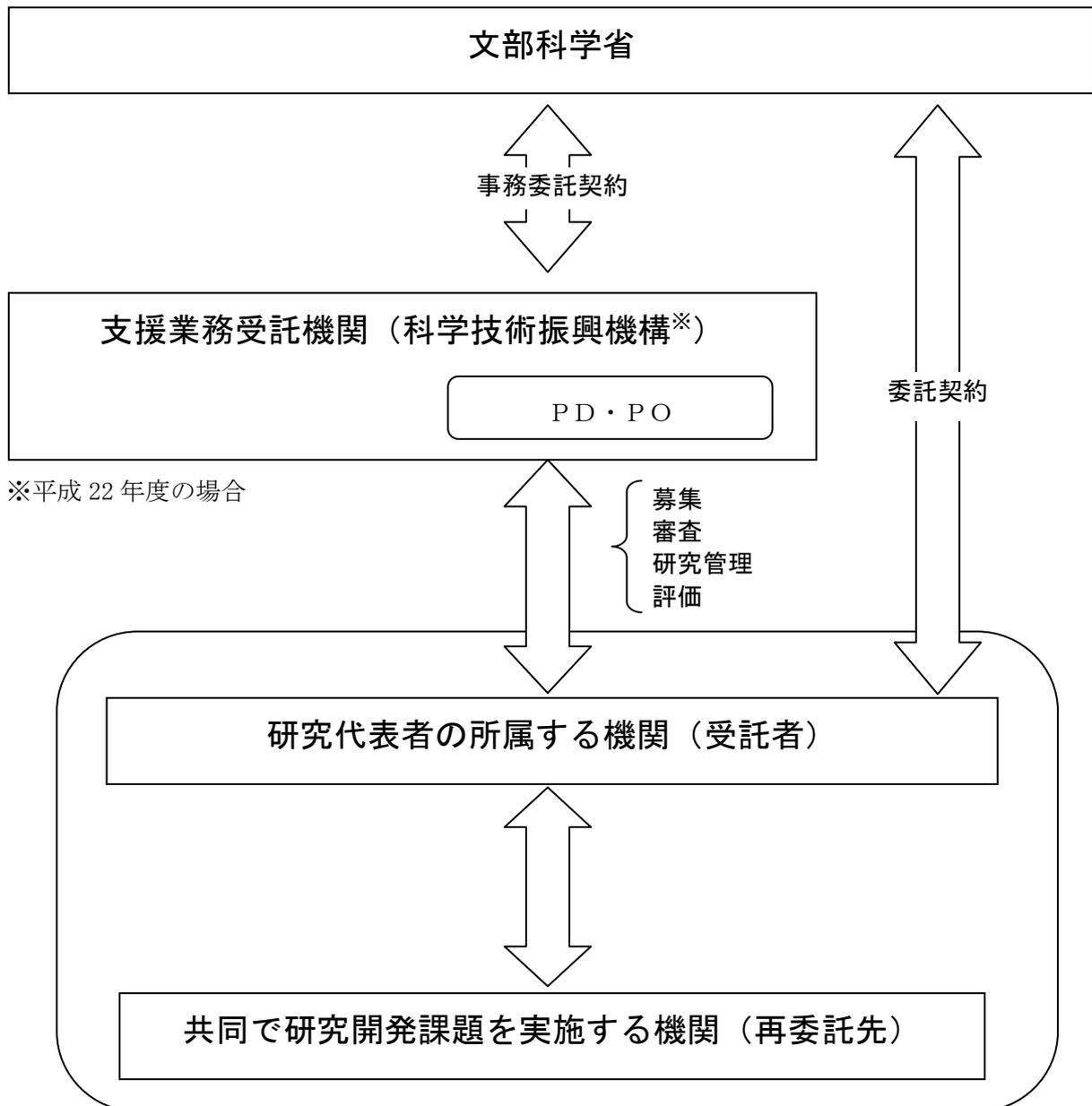
このような要求に応えるため、本事業において今回募集する革新技術創出型研究開発では、多様な「革新的原子力システム（原子炉、再処理、燃料加工）」に関する研究開発を、競争的研究資金制度を適用して実施するものです。

本事業を通じて、原子力を支える人材の育成、原子力技術開発にブレークスルーをもたらす要素技術の涵養、産学官連携による原子力技術基盤の維持・発展、多様なアイデアの活用等による科学技術の活性化を期待しています。

2. 事業実施体制

本事業では、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくため、プログラムディレクター（以下「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を配置し、PD及びPOの下で、研究課題の募集、課題選定審査、研究管理、評価等を実施します。

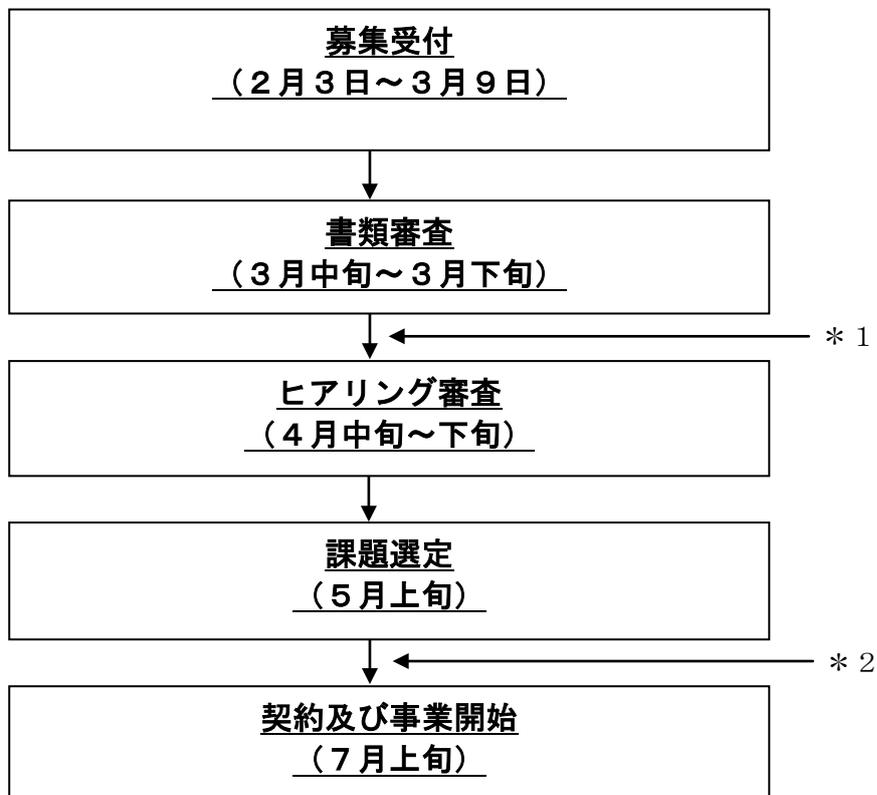
採択された研究課題については、研究代表者（IV. 4. 参照）の所属する機関（以下「受託者」という。）と文部科学省との間において委託契約を締結します。受託者が研究課題を実施するにあたって、共同で研究課題を実施する機関（以下「再委託先」という。）に、研究課題の一部を再委託することができます。



II. 実施方法

1. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。



* 1 ヒアリング審査対象課題の研究代表者または事務連絡担当者 (IV. 5. 参照) に対して、ヒアリング審査の実施について連絡をします。

* 2 研究代表者に対して採択の可否を通知します。

本プログラムの内容、応募の手続き等についての説明会を以下で実施します。なお、応募者に本説明会への出席の義務はありません。

開催地	日時	会場
東京	2月15日(火) 13:30～16:00	JST東京本部 B1F JSTホール 東京都千代田区四番町5-3 TEL: 03-5214-8404 http://www.jst.go.jp/koutsu.html

※ 上記の各電話番号は募集説明会会場のものです。内容等につきましては、下記3. の問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

2. 提案書類の受付等

研究課題の募集期間及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、原則として府省共通研究開発管理システム (以下、e-Rad という。) による方法とし、提案書類は提

出期限内に提出して下さい。

(1) 提案書類書式の入手方法

提案書類書式等、応募に必要な資料の入手については、e-Rad ポータルサイト*あるいは J S T のホームページ (<http://www.jst.go.jp/nrd/bosyu/>) からダウンロードしてください。

(2) 提案書類受付期間

平成23年2月3日(木)～平成23年3月9日(水) 16:00(厳守)

(3) 提案書類の提出方法及び提出先

①府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた応募書類の作成・提出

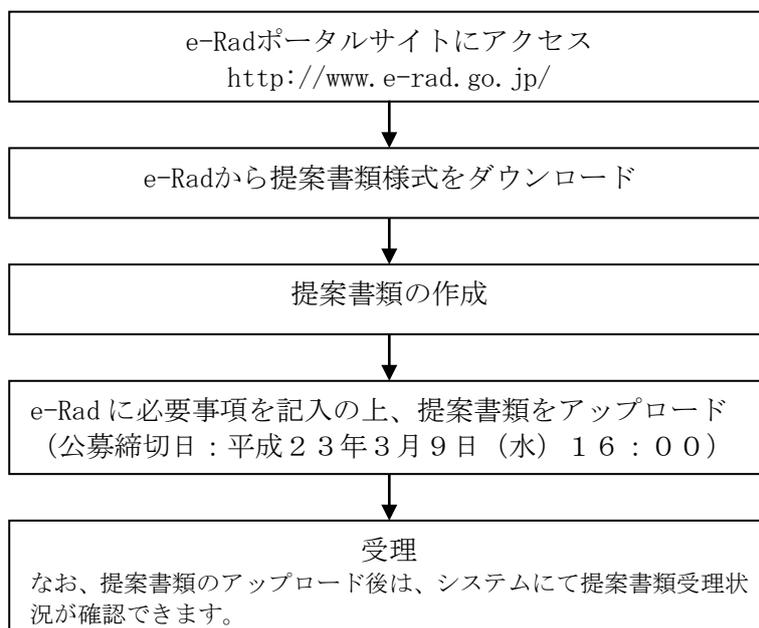
応募は、e-Radを通じて行っていただきます。e-Radの使い方はe-Radポータルサイトをよくご覧ください。e-Radの利用に当たっては、研究機関の事務担当者による研究機関と研究者情報のe-Radにおける事前の登録が必要となります。登録方法についてはe-Radポータルサイトを参照してください。なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

※ e-Rad とは、競争的資金制度を中心として研究管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

e-Radポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

なお、研究者が所属する研究機関のe-Radへの登録申請が困難であるなど、e-Radによる提案が困難な場合には、e-Radヘルプデスクまでお問い合わせください。(ご参考1:「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について」を参照のこと)

②e-Radを利用した公募の流れ



③提案書類提出の際の注意事項

- ・ e-Rad を利用の上、提出してください。e-Rad の操作マニュアルは、e-Rad ポータルサイトからダウンロードできます。
- ・ 本制度の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・ 提案書類（アップロードファイル）は、「Word」、「一太郎」、「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募を行ってください。「Word」、「一太郎」、「PDF」の推奨動作環境については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。
- ・ 提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ アップロードできるファイルの最大容量は 3 MB までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。それを超える容量のファイルは下記 3. の問い合わせ先へ問い合わせてください。
- ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。
- ・ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ 提案書類はアップロード後、研究者が J S T へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。J S T へ提出した時点で修正することができなくなります。
- ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となるようにして下さい。
- ・ 提案書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。
- ・ e-Rad では、応募費目項目の金額欄が空欄であると登録できない場合がありますので、その場合は必ず「0(ゼロ)」を入れ、空欄がないようにして下さい。

④提案に当たっての注意事項

- ・ 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、提案しようとする研究代表者は、所属する研究機関（文部科学省と直接委託契約を締結する研究機関）の了承を取った上で提案書類を提出してください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関の了承を取った上で提出してください。

なお、所属機関の事務担当者は e-Rad により提案内容を閲覧することができます。

- ・ 提案内容の調整

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、課題の実施に割り当てられる経費は、予算の成立（国会承認）を前提とし、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・対象外となる提案について

以下に示す研究課題の提案は本事業の対象外となります。

i) 単に既存の設備備品の購入を目的とする提案

ii) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

・その他

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、「IV. 公募要領」及び「VI. 提案書類の作成と注意」を熟読のうえ、注意して記入してください。（提案書類のフォーマットは変更しないでください。）

3. 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

事業の概要に関する問い合わせ	文部科学省研究開発局 原子力課	TEL:03-6734-4543、FAX:03-6734-4167 e-mail:atom@mext.go.jp
提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	<u>3月31日まで</u> 科学技術振興機構 原子力業務室	<u>3月31日まで</u> TEL:03-3238-7685、FAX:03-3238-7695 e-mail:nrdqueryH23KK@nrd.jst.go.jp 担当者：清水、古田土、岸本 受付時間:10:00～17:00(土、日、祝日を除く)
	<u>4月1日以降</u> 支援業務受託機関 (未定)	<u>4月1日以降</u> 4月1日以降の支援業務受託機関については、文部科学省ホームページ公募情報にてお知らせしますので、そちらで確認してください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm
e-Rad における研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	TEL:0120-066-877(フリーダイヤル) 受付時間:9:30～17:30(土、日、祝日を除く) ※研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。

4. 審査及び採択

研究課題の採択にあたっては、担当POと外部有識者による審査委員から構成される審査委

員会の審査で採択課題候補案を選び、これを踏まえてPD・PO会議にて決定することとしています。

(1) 提案の審査

1) 審査方法

審査委員会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された研究課題に含まれるノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。

具体的には、応募された研究課題ごとに、様式不備の有無、対象とする研究開発分野及び事業の要件との合致性を確認するとともに、以下に定める審査基準に基づいて、審査委員会による書類審査及びヒアリング審査を実施します。

ヒアリング審査は、書類審査によって選考された研究開発課題のみ実施します。また、ヒアリング審査までの間に、研究開発計画の見直しや追加資料の提出を求める場合があります。

2) 審査基準

提案された研究課題は、以下の審査基準に基づき総合的に審査を行い採択します。採択予定数については、「IV. 公募要領」を参照してください。

① 必要性、研究開発目標の妥当性

- ・ 研究開発課題の必要性が、社会的ニーズを踏まえて示されており、また、研究開発課題の設定が、想定した革新的原子力システムに適合しているか。
- ・ 研究開発目標が、対象とする技術に関する最近の動向や問題点を正確に把握し、具体的かつ定量的に設定されているか。

② 革新性

- ・ 想定した革新的原子力システムの実用化を大幅に加速する技術的ブレークスルーをもたらす革新的な技術であるか。

③ 技術的実現性

- ・ 研究開発しようとする技術が実現可能であることについて、具体的な根拠をもって示されているか。
- ・ 工学的に実現可能な見通しが得られているか。

④ 研究開発効果

- ・ 資源の有効利用、環境負荷低減、安全性や経済性の向上、核拡散抵抗性の向上に大きく寄与する効果があるか。
- ・ 科学技術の発展の観点から、他の技術分野等への波及効果の高い研究開発であるか。

⑤ 人材育成への貢献

- ・ 将来の原子力技術を担う人材（研究者、技術者等）の育成に貢献するものであるか。

⑥ 実施計画の妥当性

- ・ 研究開発を実施するために必要十分な人材、研究開発体制、施設・設備等が確保されているか。
- ・ 研究開発目標を着実に達成できるように、研究開発項目が過不足無く設定されている

か。

- ・適切な研究開発手法やスケジュールが設定されているか。
- ・研究開発に要する経費が、具体的かつ合理的に策定され、真に必要とするものとなっているか。

3) 選定結果の通知

JST（4月以降は平成23年度の支援業務受託機関）から、ヒアリング審査対象課題の研究代表者または事務連絡担当者に対して、ヒアリング実施の連絡をします。また、研究代表者に対して審査結果（採択の可否）の通知書の送付を行います。

なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは受け付けません。

また、採択にあたっては、審査委員会が研究課題の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

5. 研究課題の管理と評価

POが中心となって、研究課題の進捗状況を把握し、必要に応じ助言を行う等、適切な研究管理を実施します。さらに、研究課題の中間及び事後評価を実施します。

(1) 研究管理

全ての研究課題について、毎年度、委託業務成果報告書等の提出を求めます。また、POや外部有識者等による進捗状況の確認を行う場合があり、そのため、関連する報告を求めるとともに、研究実施場所において実際の研究状況の確認を行うことがあります。また、経理面の確認も随時行います。

その結果、進捗状況に応じて、計画の変更等を求めることがあります。

(2) 中間評価

研究期間が3年を超える研究課題については、2年目終了後に中間評価を実施します。

(3) 事後評価

全ての研究課題は、研究期間終了時、事後評価を実施します。

6. 公表等

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

(2) e-Radからの政府研究開発データベース^{*}への情報提供等

文部科学省が管理運用するe-Radを通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の

情報を提供することがあります。

また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※ 政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

Ⅲ. 研究費の適正な執行について

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく措置

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合には、研究の実施が認められません。）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、採択されるまでに（平成23年7月上旬予定）、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、e-Radを利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

注意： なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意下さい。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成22年4月以降、他の競争的資金等の応募に際して、標記ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書を提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

また、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度e-Radを利用して、チェックリストの提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご留意ください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、チェックリスト内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

上記ガイドライン及び科学技術・学術政策局長通知については、下記の文部科学省ホームページをご参照下さい。

・ガイドライン【URL】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

・局長通知【URL】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/011/shiryo/07080802/005.htm

2. 重複提案の制限・過度の集中の排除について

(1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間[※]に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（ご参考2：「エフォートの考

え方」をご参照ください。)

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成23年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費（研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く。）の競争的資金の配分を受けることができませんので留意願います。

3. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

(i) 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{*}の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）の情報を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします

※「申請及び参加」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参画することを指します。

不正使用等の内容	制限の期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

注：不正使用等が認定された当該年度についても、参画が制限されます。

4. 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下のとおりとします。

(1) 契約の解除・変更、委託費の返還

不正行為があったと認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	参画が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

注：当該年度についても、参画が制限されます。

上記ガイドラインについては、以下の文部科学省のホームページをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

5. 他の競争的資金等で参画の制限が行われた研究者の本事業への申請等資格制限

国または独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等または研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成23年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成22年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

6. 関係法令等に違反した場合の取扱い

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、配分決定の取り消し、全部又は一部の返還を求めることがあります。

7. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管して下さい。

また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式により文部科学省研究開発局原子力課に報告が必要となります。

8. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は

設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

9. 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の方針について（基本的取組方針）【平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員】を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。詳しくは以下のホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

10. 府省共通経費取り扱いについて

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、以下のとおり費目構成を設定しています。また、直接経費の各項目については、「(別紙) 研究開発に要する経費の範囲」を参照してください。

	大項目	中項目
直接経費	物品費	設備備品費
		消耗品費
	人件費・謝金	人件費
		謝金
	旅費	旅費
	その他	外注費（雑役務費）
		印刷製本費
		会議費
		通信運搬費
		光熱水料
		その他（諸経費）
		消費税相当額
間接経費		

IV. 公募要領

1. 応募対象者

本事業に応募できるのは、自ら研究を実施する以下に示す国内の大学、研究開発機関、企業等に所属する職員、またはこれらの機関に所属する職員で構成するチーム（以下「研究チーム」という。）とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- ・ 特例民法法人又は一般社団法人・一般財団法人若しくは公益社団法人・公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けて下さい。また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

2. 公募の対象

(1) 目的

今回募集する「原子力システム研究開発（革新技術創出型）」は、革新的原子力システムや革新的な技術及びそれらを支える共通基盤技術を創出することを目的とします。

(2) 研究開発の対象

本事業は、前項に掲げる目的を達成するため、以下に例示する研究開発区分及び技術について対象とします。

○原子力システム研究開発（革新技術創出型）で募集する研究開発区分及び技術の例示

技術の例示	
革新的原子炉技術	(1) 革新的原子炉 ^{*1} （液体金属冷却炉、ガス冷却炉、水冷却炉（現行軽水炉を除く。）等）の設計に関する技術 (2) 革新的原子炉の機器（原子炉本体、原子炉制御装置、1次系ループ機器）に関する技術 (3) 革新的原子炉の制御、安全性に関する技術 (4) これらを支える共通基盤技術 ^{*2}
核燃料サイクル技術	(1) 革新的原子炉の燃料加工（酸化物燃料、窒化物燃料、金属燃料、長寿命核種及びマイナーアクチニドのリサイクル燃料等）及び再処理（長寿命核種及び有用金属元素等の分離回収技術を含む。）の施設設計に関する技術 (2) 革新的原子炉の燃料加工及び再処理の施設を構成する機器に関する技術 (3) 革新的原子炉の燃料加工及び再処理の運転、制御、安全性に関する技術 (4) これらを支える共通基盤技術 ^{*2}

※1 ここでいう原子炉とは、「原子力基本法」第三条第四号で定義されている「核燃料物質を燃料として使用する装置」であって、「核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令」第三条で定義されている、「原子核分裂の連鎖反応を制御することができ、かつ、その反応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、又は持続するおそれのある装置」をいいます。

※2 革新的原子力システムに関する技術を支える共通基盤技術の例

材料技術、熱流体技術、計算科学技術（高精度な解析）、遠隔操作技術、システム管理技術等

なお、下記の技術開発は、本事業の対象とはなりません。

- ・ 革新的原子炉技術開発のうち軽水炉に関する技術開発（主として核分裂反応に熱中性子を用いるものを対象）
- ・ 核燃料サイクルに関する技術開発のうち、軽水炉用酸化燃料の燃料加工技術及び溶媒抽出法による再処理技術開発に関するもの（主として軽水炉用燃料を対象）
- ・ 放射性廃棄物処理・処分に関する技術の開発

3. 委託契約の締結

本事業においては、研究課題を実施するために必要な施設、人員、技術等を備えた研究代表者が所属する機関（受託者）と文部科学省が単年度ごとに委託契約を締結し、受託者が文部科学省に代わって研究を実施することになります。なお、委託契約の締結等に係る詳細は「V. 委託契約の締結等」に示します。

4. 研究代表者の指定

本事業に応募するにあたっては、研究課題における代表者（以下「研究代表者」という。）を指定して下さい。

本事業においては、一人の研究代表者が複数の研究課題の研究代表者となって、同時に研究を実施することはできません。ただし、研究代表者が他の研究課題における研究チーム内において研究の実施者となることは可能です。

5. 事務連絡担当者の指定

本事業に応募するにあたっては、JST（4月以降は平成23年度の事務支援受託機関）との事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に研究代表者と連絡をとることができる、研究代表者と同じ機関に所属する担当者（以下「事務連絡担当者」という。）を指定して下さい。なお、研究代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

6. 研究経費

研究に要する経費は、研究に係る直接経費と直接経費の30%である間接経費で構成されます。

※ 間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な使途の例示について（平成21年3月27日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」を参考にして下さい。

<http://www-bird.jst.go.jp/kenkyu/contract/contract-h21/h21betten1.pdf>

7. 研究期間及び経費等

- ・ 研究開発期間：原則4年
- ・ 研究開発に要する経費：1件当たり、総額0.3～3億円程度（間接経費含む）

初年度は最大で3千万円程度とする。既に要素技術の開発が終了し、実用化に向けた研究開発のために大規模な試験が必要な場合等には、3千万円を超えることも可能とするが、応募時には説明資料（記載形式は自由）を添付のこと。

8. 採択予定件数

2件程度

V. 委託契約の締結等

1. 委託契約の締結

(1) 契約条件等

採択された研究課題については、予算の成立を前提に、文部科学省と研究代表者の所属する機関（受託者）との間において、国の会計年度の原則に従い単年度ごとに委託契約を締結することになります。契約を締結するにあたっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された研究課題であっても取り消しとなることがあります。

契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の見直しまたは中止を求めることがあります。

また、研究進捗状況等に関するPOの評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

(2) 再委託契約について

受託者が研究課題を実施するにあたって、共同で研究課題を実施する機関（再委託先）に本委託契約の一部を委託する場合は、その機関との間において、再委託契約を締結していただくとともに、再委託先における研究の進捗状況及び研究に要する経費について管理していただきます。

(3) 契約の準備について

研究課題の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、受託者及び再委託先は、①業務計画書の作成、②業務計画に必要な経費の見積書の徴取、③会計規程及び職務発明規程等の整備を行う必要があります。

受託者（必要に応じ再委託先を含む。）は平成23年度の支援業務受託機関との間において、業務計画の内容及び経費等についてヒアリングを行い、文部科学省との契約締結の手続きを行います。

(4) 契約に関する事務処理

「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン版）」に基づき、必要となる事務処理を行って下さい。（再委託先についても同様です。）

(5) 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実績報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、研究に要する経費の不正使用または当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部または全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、程度により一定期間新たな申請及び参画が制限されます（Ⅲ. 3. 参照）。

なお、本委託契約の受託者には、当該年度の委託契約期間終了までに再委託先からの委託

業務実績報告書を受けて再委託契約の額の確定等を行っていただきます。

2. 委託費の範囲及び積算等

(1) 委託費の範囲

委託費の範囲は、研究に係る直接経費と間接経費（直接経費の30%）とします。各項目の内容は、別紙「研究開発に要する経費の範囲」を参照して下さい。

(2) 委託費の積算

研究に必要な経費を研究項目ごとに算出し、総額を計上して下さい。その内容は様式2及び様式3に記載して下さい。なお、様式2については、実施機関が分かるように記載して下さい。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部または一部を概算払いすることができます。

3. 研究成果の取扱い

(1) 委託業務成果報告書の提出

受託者は、毎年度の研究成果をとりまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を、電子媒体（Windows版のコンパクトディスク（CD-R））で提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式を pdf 形式とします。委託業務成果報告書は、文部科学省の図書館等で公開されます。

なお、支援業務受託機関が主催する成果報告会で発表を求めることがあります。

(2) 知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

なお、研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ受託者と再委託先の間で取決めて下さい。

(3) 成果の利用

事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは、受託者及び再委託先に所属する職員であり、国内外に係わらず請負先は利用できません。

4. 取得資産の取扱い

(1) 所有権

委託費により取得した資産の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転していただきます。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行って下さい。

(2) 研究終了後の設備備品等の取扱い

研究終了後における設備備品等の資産の取扱いについては、別途文部科学省との協議となります。

(3) 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分して下さい。

VI. 提案書類の作成と注意

1. 提案書類の取扱い

提案書類は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の観点から、審査以外の目的には使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2) をご参照下さい。

この法律を厳守した上で、提案内容のうち、不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

2. 提案書類の作成

既述の「II.2.提案書類の受付等」のとおり、応募に当たっては e-Rad にて行います。提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項とともに、e-Rad の操作マニュアルをよくご覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので注意して下さい。なお、応募に際しては、「府省共通研究管理システム（e-Rad）」で使用する研究者番号及び所属研究機関コードが必要となります。登録されているか確認の上、未登録の場合には参考資料「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について」をご覧ください。登録には2週間程必要となりますので早めの申請をお願いします。

(1) 提案書類の様式

提案書類の様式は「様式1～様式8」及び別添「提出書類チェックシート」のとおりとします。

様式2の「1.全体計画」には、「IV.2.公募の対象」の事業内容を踏まえ、「II.4.(1)2)審査基準」に記載されている項目等（必要性・研究開発目標、革新性、技術的実現性、研究開発効果、人材育成への貢献）について、項目立てて、具体的かつ可能な限り定量的に記載してください。

全ての研究開発の実施者（ポストドクター等を含む。）について、様式2の実施体制及び様式5、6（ポストドクター等を今後雇用する場合は、様式5、6は不要）に必ず記載して下さい。記載されていない場合は、研究開発の実施者として研究に参画できないことがあります。様式6には、前述の研究者番号及び所属研究機関コードを記載して下さい。

なお、字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守って下さい。また、提案書類の作成はカラーでも可としますが、公平性の観点から審査はモノクロ印刷した書類で行いますので、ご了承願います。

提案書類の様式等、応募に必要な資料の入手については、e-Rad ポータルサイトあるいはJSTのホームページ (<http://www.jst.go.jp/nrd/bosyu/>) からダウンロードして下さい。

また、「用語の説明書」（様式8）については提出を義務付けるものではありませんが、

難解な専門用語等を記載されている場合、提案内容の理解を助ける補助資料として、必要に応じて提出してください。

(2) 提案書類の提出

提案書類の提出は、e-Radにて行います。詳細は、Ⅱ. 2. (3) をご参照ください。
e-Radの使い方は、e-Radポータルサイトをよくご覧ください。

(3) 提案書類の作成及び提出上の注意

- ① 提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び様式1～様式8に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載して下さい。
- ② 提案書類は日本語で作成して下さい。
- ③ 入力する文字のサイズは10.5ポイントを用いて下さい。
- ④ 数値は原則として半角で入力して下さい。（例）郵便番号、電話番号、金額、人数等）
- ⑤ 郵便番号は7桁で記入して下さい。
- ⑥ 用紙の大きさは、全て日本工業規格A4版とします。
- ⑦ 各様式の枚数等の制限を守って下さい。枚数制限が無い場合でも、利用するe-Radにおいてアップロードできるファイルの容量に制限があることにご注意ください（Ⅱ. 2. (3) ③）。
- ⑧ 提案書類は、通し頁番号を中央下に必ず付けて下さい。

3. 政府研究開発データベース登録への協力

政府研究開発データベース※に登録するため、研究課題の採択後、知的財産情報に配慮しつつ各種情報提供をお願いすることがありますので、ご協力下さい。

※ 政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議では、各種情報（研究開発の実施者、研究テーマ、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。なお、本データベースは一般公開していません。

(別紙)

研究開発に要する経費の範囲

文部科学省が負担する研究開発に要する経費の範囲は、国内の大学、研究開発機関、企業等が行う研究開発に係る直接経費及び間接経費とします。その項目は、以下のとおりとします。

直接経費

◎ 物品費

研究開発に要する取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する経費（資産計上される設備備品）、研究開発に必要な試作する装置に要する経費（単年度では資産計上しないが、文部科学省の指示で資産計上する可能性がある試作品）、及び消耗品の購入に要する経費が対象になります。

◎ 人件費・謝金

研究開発に直接従事する実施者及び補助者（人材派遣を含む）の人件費（ただし、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。）並びに、研究開発の実施に必要な知識、技能及び情報の提供に対する協力者への謝金が対象になります。

◎ 旅費

研究開発の実施者、補助者、協力者が研究開発の実施に必要な移動等に要する経費並びに外国からの研究者等の招へいに伴う経費が対象になります。

◎ その他

上記の各費目に含まれない、研究開発の実施に直接必要な外注費（雑役務費）、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、物品等の借損、研究機関内の施設・設備の使用、及び研究の実施に係る保険等に要する諸経費、並びに消費税相当額等が対象になります。

※ 光熱水料は、当該研究の実施に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転に要した光熱水料が対象となります。専用のメーターが装備されている場合は、その使用量により計上額を算出します。

光熱水料の合理的な算出方法として、以下に一例を示します。

(算出例)

	パターン	設備の例	算出方法の例
1	フロアーの一部を専有エリアとして当該研究を実施している場		【例1】 使用料＝電力会社等の契約単価（円/kwh）×{（フロアー全体の使用電力量÷フロアー全体面積）}×（当該研究を実施している専有

	合		<p>エリア面積)</p> <p>【例2】 使用料＝フロー全体の年間又は月毎の光熱水費 × (当該研究を実施している専有エリア面積÷フロー全体面積)</p>
2	研究設備を共同利用している場合	スパコン、 高圧電子顕微鏡等	<p>使用料＝ (設備の定格電力量×電力会社等の契約単価 (円/kwh)) ×使用時間</p> <p>※研究設備の場合、メーカーが単位時間当たりの定格電力量を明示している。</p>
3	フローの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備	クリーンルーム内にある設備	<p>使用料＝ (設備の定格電力量×電力会社等の契約単価 (円/kwh)) ×使用時間</p> <p>+</p> <p>(クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水費) × (クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合 (20%であれば0.2))</p>

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費の対象としません。

- 建物等の施設に関する経費 (直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。)
- 机、椅子、複写機等、研究開発機関で通常備えるべき物品を購入するための経費。
- 研究開発遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- 学会等参加による本事業成果の普及、及び情報収集に係る経費
学会等参加費、国内外旅費、会議費
- その他、間接経費を使用することが適切な経費。

なお、公募により採択された業務計画期間中に取得する設備備品 (試作品含む) は、委託業務を実施する上で最低限必要な性能を有するものとし、その必要性及び経済性を踏まえた妥当性について精査します (取得の理由、リース又はレンタルや役務など他の方法との比較等)。

Q & A

応募対象者について

Q：応募対象者は「自ら研究開発を実施する国内の大学、研究開発機関、企業等に所属する職員」とのことですが、この場合の「職員」にはどこまでの範囲の者が含まれるのでしょうか？

A：ここでいう「職員」とは、当該機関等と雇用関係にある（雇用契約が締結されている）者全てを意味します。雇用関係があれば、常勤・非常勤の別は問われず、ポストドクター等の身分の方々もこれに含まれます。

Q：海外の研究開発機関の再委託先または請負としての参画は可能でしょうか？

A：海外の研究開発機関は、再委託先となることはできません。請負とすることはできますが、国内外に係わらず、契約に際し請負先が成果の権利を主張しないように注意して下さい。

Q：学生（大学院生等）の研究実施者としての参画は可能でしょうか？

A：学内で定められた手続きによって大学と雇用契約を締結することにより、学生を本委託業務における研究開発の実施者として参画させることも可能です。

ただし、自由に教育を受けるべき本来の学生としての立場と、業務計画を忠実に実施する必要がある本委託業務の研究実施者としての立場の利益相反について、あらかじめ学内で規程が整備されていることが必要です。

委託費について

Q：「設備備品費」に、パソコンの購入費用を含めることは可能でしょうか？

A：本委託業務の研究開発に専有する計算機については購入可能ですが、研究室で共用できるような汎用性の高い機器等の購入費を直接経費に計上することはできません。

Q：「様式2」のエフォート（研究充当率）と人件費の積算内容は整合がとれている必要がありますでしょうか？

A：整合が取れている必要があります。

Q：本委託業務に伴う事務作業のため、新規の事務員を雇う経費を直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：本委託業務のためだけに雇用する場合であっても、管理部門に係る経費を直接経費に計上することはできません。

Q：複数の研究資金により雇用される研究者等の人件費については、直接経費に計上できるでしょうか？

A：当該研究者、当該研究を管理する者等からの証明書等によりあらかじめ申告し、専従比率に応じて人件費を按分することについて合理的に説明できれば、計上することができます。専従比率に応じて按分することができるものは、給与額、通勤手当等の諸手当、社会保険料の事業主負担分のほか、有給休暇日数についても按分することができます。

Q：複数の研究資金により雇用される研究者の専従比率の管理や確認については、どのようになされるのでしょうか？

A：当該研究を管理する者等が、研究者の専従比率について適切に管理する必要があります。また、研究者の専従比率の確認については、必ずしも日報のみに限るものではなく、裁量労働制の場合には、月報や当該研究を管理する者による証明書等により確認することができます。

Q：当初に申告した専従比率が、額の確定時に実績と乖離していた場合は、どうすればよいのでしょうか？

A：実績に基づいて計算し直すことが必要になりますが、煩雑な事務手続きを要しますので、こ

のような事態に至らないよう研究開始時点において十分考慮の上、専従比率を設定する必要があります。なお、変更が必要となった段階で速やかに手続きを執る必要があります。

Q：学内・機関内の研究設備・装置の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：研究機関の規程等により研究機関内の研究設備・装置の使用時間当たり等の使用料が定められて課せられており、当該研究開発の実施のために直接使用する経費分として明確に切り分けることができ、かつ、当該設備・装置を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支出額の妥当性を説明できれば、計上ができます。

Q：一つの研究設備・装置を複数の研究で使用する場合の利用料は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：研究機関の使用料規程等により研究ごとの使用料を算出することができれば、当該研究の実施のために直接使用した研究設備・装置の使用料分について、計上することができます。

Q：学内・機関内の施設の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：当該研究を実施するため専用を使用するスペースであり、研究機関の規程等により使用料が課せられている場合で、かつ、当該施設を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支出額の妥当性を説明できれば、計上することができます。具体的には、光熱水費、保守費、減価償却費、清掃費など、当該施設の利用や維持管理に実際に必要となる経費から算出する方法も考えられます。

Q：直接経費ではなく、間接経費で計上する光熱水費との違いは何ですか？

A：事務スペース、共用スペースに係る光熱水費など、当該研究に直接使用しているとは言えないものは、間接経費で計上することになります。

Q：研究の実施に直接使用しているが、専用のメーターが装備されていない場合は、光熱水料に計上できるでしょうか？ また、研究設備等を複数の研究資金で使用している場合、光熱水料を直接経費に計上できるでしょうか？

A：研究専用のメーターが装備されていない場合は、占有面積、使用時間等を勘案して算出根拠を明確にし、合理的に説明できれば、計上することができます。また、同一の研究設備等を複数の研究で使用している場合は、当該研究の実施のために要した占有面積、使用時間等により合理的に按分し、算出根拠が明確に説明できれば、計上することができます。

Q：複数の研究資金と合算して使用することはできますか？

A：旅費（他の事業の用務と合わせて1回の出張を行う場合。）及び消耗品（他の事業の用途と合わせて一括購入する場合。）について、本事業と他の事業との間で「区分経理」を明確にした上で合算使用できます。

Q：学会等への参加のための旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：学会への参加のための旅費は、直接経費に計上することはできません。

Q：打合せのための旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：研究開発課題の実施に直接必要と認められる旅費については、直接経費に計上することができます。

取得資産の管理について

Q：取得資産の所有権は委託者である文部科学省に移転するとありましたが、受託者（再委託先を含む。）が受託業務の完了後にこれを使用することは可能でしょうか？

A：可能です。ただし、「文部科学省所管に属する無償貸付及び譲与に関する省令第3条」に該当する機関（国立大学法人、独立行政法人、公益法人等）については、無償貸付が可能です。当該省令に該当しない機関（民間企業等）が継続して使用される場合は、有償貸付

または有償譲渡となります。

委託費の支払いについて

Q：委託費は、いつ受託者に支払われるのでしょうか？

A：本委託業務に係る委託費は、原則として額の確定を受けた後の精算払いとなります。ただし、受託者からの申請を受け委託者（文部科学省）が必要と認めた場合に限り、概算払いも可能です。

再委託契約について

Q：一つの研究開発課題において締結できる再委託契約の件数に制限はあるのでしょうか？

A：再委託先の数に制限はありませんが、受託者は再委託先の管理を含む全ての責任を負うとともに、全ての事務手続きの窓口となることとなりますので、それらを十分に考慮した上で再委託先の数を決めていただく必要があります。

(ご参考1)

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

e-Rad のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

（問い合わせ先）

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 午前9：30～午後5：30 ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く ※ 上記フリーダイヤルをご利用になれない場合は、以下の直通ダイヤルをご利用下さい。 03-5638-5361（直通） なお、この直通番号は、平成23年3月31日まで利用可能です。それ以降においては、番号が変更になる可能性がありますので、ご留意願います。
-------------------------------------	-----------------------------	---

3 府省共通研究開発管理システムの使用に当たっての留意事項

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで

（土・日）午後0：00～翌午前2：00まで

国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

ただし、上記利用可能時間帯であっても、緊急のメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

今後、研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関及び参画する研究分担者の所属する研究機関は応募時まで登録されている必要があります。

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

本事業に応募する研究代表者及び研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

⑥ e-Rad への応募情報入力時の注意事項

e-Rad への応募情報入力に当たっては、

A) web で直接入力が必要な内容

B) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するもの

があり、それぞれ、入力、作成が必要です。

A) については、研究者が e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。

【研究共通情報の入力画面】

- ・ 新規継続区分
- ・ 研究開発課題名
- ・ 研究期間（開始年度、終了予定年度）
- ・ 主分野（コード）
- ・ 研究目的
- ・ 研究概要 等

【研究個別情報の入力画面】

- ・ 応募テーマ

【応募時予算額の入力画面】

- ・ 年度ごとの使用内訳を記入

【研究組織情報の入力】

- ・ 研究者ごとの直接経費、間接経費のそれぞれの総額
- ・ 研究者ごとのエフォート

【他の応募・受入状況の入力】

- ・ 配分機関コード
- ・ 事業コード
- ・ 研究開発課題名
- ・ 研究期間
- ・ 予算額
- ・ エフォート

B) については、様式1から様式7まで（必要がある場合には様式8まで）及び別添の提出書類チェックシートの電子媒体をダウンロードし、「Word」の型式にて作成し、応募してください。「Word」の対応バージョンについては、研究者用マニュアルを参照してください。

注1) 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」型式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF型式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注2) アップロードできる電子媒体は、1ファイルで最大容量3MBです。

注3) 電子媒体の様式は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注4) 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

注5) 申請の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

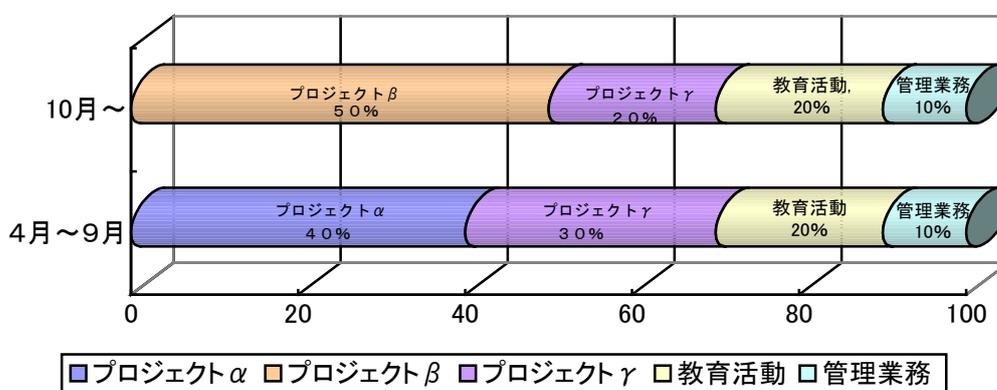
(ご参考2)

エフォートの考え方について

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

(様式 1)

「国家基幹研究開発推進事業」

『原子力システム研究開発（革新技術創出型）』申請書

研究課題名							
代表 機関	機関名						
	代表者	役職名		氏名			
	所在地	〒					
代表 研究者	ふりがな 氏名		役職名				
	所属部署名						
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail			
事務連絡 担当者 連絡先	ふりがな 氏名						
	所属部署名						
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail			
再委託先 機関 代表研究者 ※	ふりがな 氏名		役職名				
	所属部署名						
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail			
研究概要	研究課題の概要について明瞭かつ簡潔に記載してください。(1000字以内)						
再委託先機 関及び 所要見込額 (概算) ※	機関名 (各機関の代表研究者名)		年度別所要見込額(単位:千円) ※該当の年度のみ記入してください。				
			23年度	24年度	25年度	26年度	計
	代表 機関	()					
	再委 託先 機関	()					
	再委 託先 機関	()					
	計						

※ 上記再委託先機関にかかる欄は、再委託先機関がない場合は記載の必要はありません。

※ 「再委託先機関代表研究者」欄において再委託先機関が複数ある場合、適宜欄を追加し記載してください。

提案課題全体の研究計画

1. 全体計画

公募要領「IV. 2. 公募の対象」に記載されている事業内容を踏まえ、目的等（目的、達成目標、必要性、独創性、革新性、新規性、技術的実現性、年次計画の考え方、他の分野・領域との連携の考え方、研究開発効果、波及効果、人材育成など、募集要領で挙げている事項）について、具体的かつ可能な限り定量的に記載してください（研究テーマの説明図を添付することが望ましい）。

研究分担項目が複数の場合や複数機関の場合には、各研究項目や各機関との関係についても明確にして記載ください。

1-1. 必要性、研究開発目標

＜想定した革新的原子力システム（原子炉、燃料加工、再処理）の全体構成像を示し、社会的ニーズを踏まえ、課題の必要性並びにそのシステムとの適合性を記述して下さい。その必要性を踏まえて、研究開発期間終了時に目指すべき、具体的かつ定量的な目標を記述して下さい。また、目標設定の根拠を、明瞭かつ具体的に記述して下さい。＞

1-2. 革新性

＜最近の研究開発動向を踏まえて、提案する課題が、既存技術と比べ、革新的な技術であることについて、具体的な理由・根拠とともに、記述して下さい。＞

1-3. 技術的実現性

＜提案する技術が実現可能であること及びその技術が工学的に実現する見通しがあることについて、記述して下さい。その根拠として、これまでに行われた関連する研究開発（他機関との共同で実施したものを含む。）の経緯について、実施時期、実施機関、研究開発経費の出所（民間企業、自社研究開発等）、得られた成果（耐久性・耐放射線性を示すデータを含む。）等について整理して記述して下さい。＞

1-4. 研究開発効果

＜資源の有効利用、環境負荷低減、安全性や経済性の向上、核拡散抵抗性の向上に寄与する効果について、記述して下さい。また、科学技術の発展の観点から、他の技術分野等への波及効果の高い研究開発であることについて、記述して下さい。＞

1-5. 人材育成への貢献

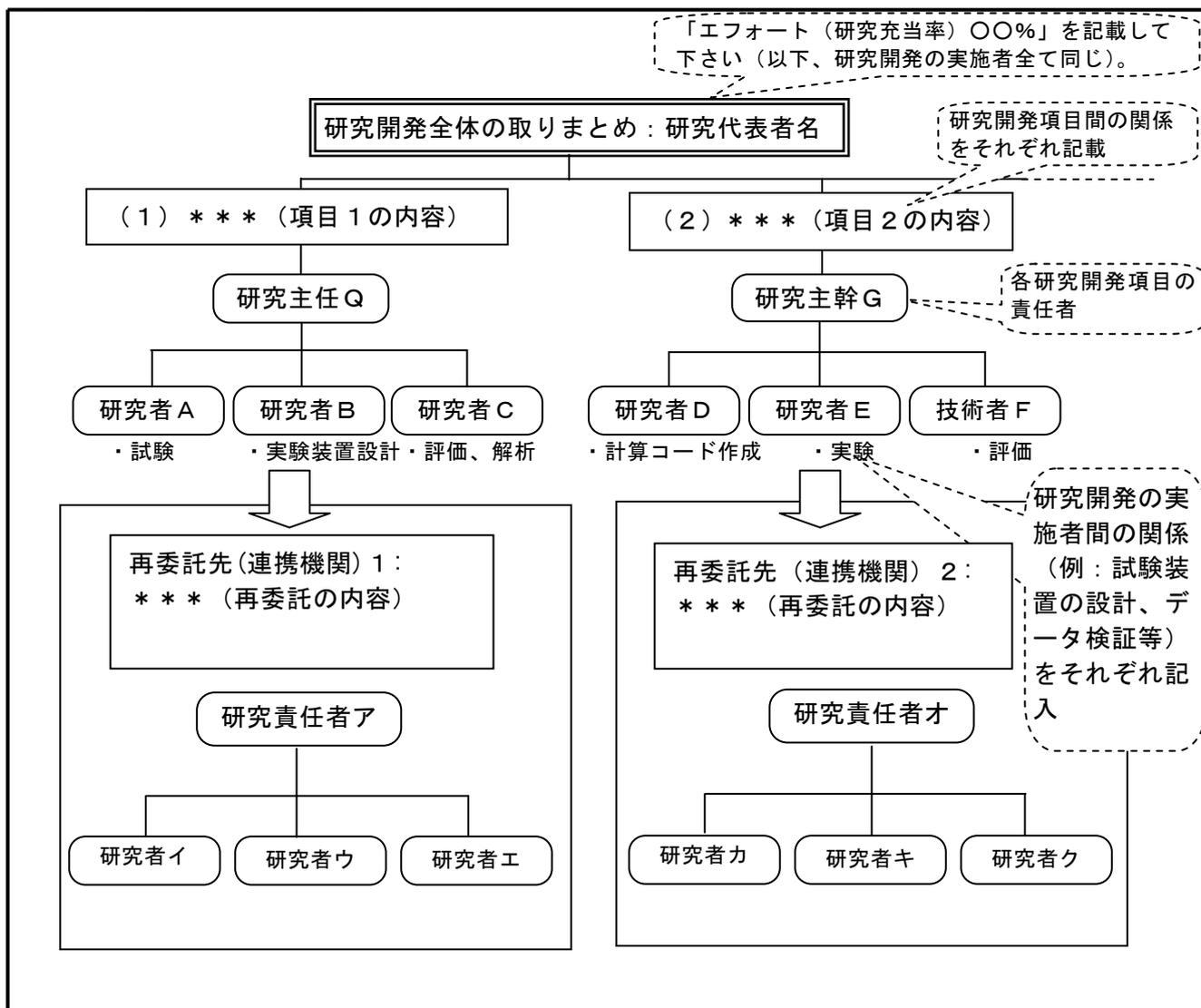
＜将来の原子力技術を担う人材（研究者、技術者等）の育成に貢献するものであるかについて記述して下さい。＞

2. 実施体制

各機関の研究体制、各研究者の役割分担、分担する理由、代表及び分担研究者の氏名、実施場所など実施体制について記載してください。また、代表機関及び参画機関との組織/体系化・連携/協力体制・経費分担等について記載してください（体制図を添付すること）。

【例示】

体制図



(注)

- ・ 上の図はイメージであり、記載形式は自由です。研究開発課題を構成する研究開発項目、研究開発内容、研究チームを構成する各機関の実施分担及び全ての研究開発の実施者の担当内容、指揮命令系統が分かるように記載してください。
- ・ エフォート（研究充当率）について
総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育等を含めた実質的な全仕事時間を指します。一人の研究開発の実施者が複数の研究開発項目に係わる場合は、その項目に係わるエフォートを記載するのではなく、この研究開発課題に係わる全エフォートを各研究開発項目に記載（全て同じ値）してください。

3. 具体的な実施内容（平成 23～26 年度）

具体的な実施内容、達成目標や代表機関及び参画機関の連携・協力体制などを、年度ごとに箇条書きで記載してください。（1～2 ページ程度でまとめてください。） ※該当の年度のみ記入してください。

	具体的な実施内容	年度の達成目標
23 年度		
24 年度		
25 年度		
26 年度		

4. 研究開発年次計画（線表）

研究項目ごとに、実施機関が分かるように記載してください。また、線表の下に経費見込額を記載してください。
 ※下記「合計」は、分担機関（再委託先）の経費を含む。 (単位：千円)

研究開発項目	23年度	24年度	25年度	26年度	経費の総額
直接経費					
間接経費					
合計					

5. 研究開発推進に必要な施設及び設備備品・機器

保有・購入・ 賃貸の区分	品名	仕様	用途	金額 (千円)	購入・賃貸の場 合の調達時期	賃貸する機関 (当事者)
[研究開発 項目名]						
・						
・						
[研究開発 項目名]						
・						
・						

(注)

※5. 研究開発推進に必要な施設及び設備備品・機器の「保有・購入・賃貸の区分」欄は4. 研究開発年次計画の研究開発項目毎に記載してください。

※区分欄には既存、購入予定（金額（千円）、予定年度）、借用（借用先機関名）の別を記入してください。

【例示】

4. 研究開発年次計画（線表）

（単位：千円）

研究開発項目	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究開発 （細目まで記載） ①・・・に関する試験	← 5,000	← 5,000	← 5,000	25,000
②・・・に関する解析	← 10,000	← 20,000	← 5,000	35,000
(2)・・・に関する研究開発	← 10,000	← 20,000	← 20,000	50,000
・		← 25,000	← 5,000	30,000
(3)・・・に関する研究開発	← 15,000			15,000
・	← 5,000	← 5,000	← 15,000	25,000
直接経費	45,000	75,000	60,000	180,000
間接経費	13,500	22,500	18,000	54,000
合計	58,500	97,500	78,000	234,000

（注）

- ・ 研究開発項目ごとに記載してください。また、実施機関が分かるように記載ください。（線表の下に直接経費の見込額を記入してください。）
- ・ 上の表は3年計画を例示したものであり、研究開発期間に応じて適宜記載ください。
- ・ 間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。

(様式3)

全体計画の内訳(年度別所要経費)

(単位:千円)

大項目	中項目	23年度	24年度	25年度	26年度	計
1. 物品費	設備備品費					
	消耗品費					
2. 人件費・謝金	人件費					
	謝金					
3. 旅費	旅費					
4. その他	外注費					
	印刷製本費					
	会議費					
	通信運搬費					
	光熱水料					
	その他(諸経費)					
	消費税相当額					
5. 間接経費 上記経費の30%						
6. 再委託費・共同実施費						
計						

- 注(1) 中項目等ごとの金額は千円単位(千円未満四捨五入)とし、原則として消費税込みで記載してください。
※ただし、人件費、謝金、外国からの購入等、非課税・不課税取引の5%は中項目「消費税相当額」に計上してください。
- (2) 再委託先機関が存在する場合は、各欄に下段に経費を()書きで機関別に内数で記入してください。
※再委託先機関がない場合は上記の限りではありません。
- (3) 中項目「設備備品費」は、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用及び、資産計上するものの経費です。
- (4) 試作品費については、中項目「設備備品費」に計上してください。
- (5) 中項目「人件費」は業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費も含まれます。また、他の経費からの人件費支出との重複について特に留意してください。
- (6) 中項目「外注費」は、委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合も含まれます。
- (7) 中項目「光熱水料」は、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メーターがある場合のみ計上してください。
- (8) 大項目「間接経費」は、本事業遂行に関連して間接的に必要となる経費(直接経費の30%)です。
- (9) 再委託及び共同実施機関がない場合は、上記6.「再委託費・共同実施費」欄は「-」を記載します。
- (10) 年度は、該当の欄のみ記入してください。

(様式4) ※機関ごとに作成してください(1機関あたり3~5ページ程度にまとめること)。

機関別研究計画

1. 機関名		2. 機関の代表 研究者名	
3. 研究課題名 (再委託先機関はサブテーマ名)			
4. 目的、概要、分担する理由等 (400字程度)			
5. 年次計画(年度別に具体的に記載してください。)			
6. 23年度における成果の目標、業務の内容 (業務項目別に具体的に記載してください。)			
7. 業務の実施場所、責任者及び分担実施者			
業務項目	実施場所(機関名、所在地)	責任者(氏名、ヨミガナ、所属、役職、連絡先: Tel, Fax, E-mail)	
業務項目	実施場所(機関名、所在地)	分担実施者(氏名、ヨミガナ、所属、役職、連絡先: Tel, Fax, E-mail)	
8. テーマに関連してこれまで受けた研究費と成果等			

9. 平成 23 年度の所要経費				
大項目	中項目	主な品名・仕様・数量等	金額（千円）	
物品費	設備備品費			
	消耗品費			
		計		
人件費・謝金	人件費			
	謝金			
		計		
旅 費	旅 費			
		計		
その他	外注費			
	印刷製本費			
	会議費			
	通信運搬費			
	光熱水料			
	その他 （諸経費）			
	消費税相当額			
		計		
間接経費		上記経費の 30%		
総額		合計		
10. 経理 担当者	ふりがな 氏名		所属・ 役職	
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail
	所在地			

(様式5) ※各研究者の研究業績については(様式6)に記載してください。

代表研究者及び分担研究者の研究歴等

フリガナ 研究者名 (所属機関 名・所属部署・ 職位)	生年月日 (西暦)	最終学歴 (学位)	専門分野	研究歴(受賞歴・表彰歴を含む)

(様式6) ※研究者ごとに作成してください(各研究者あたり1ページ以内にまとめる)。

研究者調書

所属機関・ 部署・役 職・機関コ ード番号		フリガナ 研究者氏名										
本事業のエ フォート率	%	e-Rad の研究 者番号 科研費研究 者番号(8 桁)	生年月日 (西暦)									
<p>研究業績(最近5年間に発表した主な論文のリスト、そのうち本申請に関連したもの5件以内に○印を付してください。)</p> <p>発表論文名・著者名等(論文、著書名、著者名、学協会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦)について記載してください。)</p>												
<p>主な知的財産(本申請に関連したものを5件以内。本申請との関連性についても記載してください。)</p> <p>例示: 特許等 ※無い場合は「なし」と記載してください。</p>												
<p>本事業における他の課題の応募状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題の区分 ※様式1の区分を記載</th> <th>課題名</th> <th>申請区分 (代表機関/再委託先 機関)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				課題の区分 ※様式1の区分を記載	課題名	申請区分 (代表機関/再委託先 機関)						
課題の区分 ※様式1の区分を記載	課題名	申請区分 (代表機関/再委託先 機関)										

(様式 7)

他制度等による助成

代表研究者及び分担研究者のうち、他制度（公的資金）による助成を受けているもの及び申請中のものがある場合には、以下のとおり必要事項を記載してください。該当がない場合には、「助成制度」の欄に「なし」と記入してください。

1. 実施中の研究テーマ

1	助成制度				
	研究者氏名		当該研究者の役割		
	研究テーマ				
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	23 年度エフオート		%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 23 年度	千円/	千円 期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い				
2	助成制度				
	研究者氏名		当該研究者の役割		
	研究テーマ				
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	23 年度エフオート		%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 23 年度	千円/	千円 期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い				

2. 申請中の研究テーマ

1	助成制度				
	研究者氏名		当該研究者の役割		
	研究テーマ				
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	23 年度エフオート		%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 23 年度	千円/	千円 期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い				
2	助成制度				
	研究者氏名		当該研究者の役割		
	研究テーマ				
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	23 年度エフオート		%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 23 年度	千円/	千円 期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い				

※上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

(様式8)

用語の説明書

代表本提案書類に記載している専門用語及び略語のうち、特に必要と思われるものについて、簡単な解説を記載してください。なお、用語の説明書はよりの確な審査を目的としたもので提出を義務付けるものではありません。(記載形式は自由です。)

(別添)

提出書類チェックシート

提出書類について、欠落がないかチェックの上、本状も提出願います。なお、本チェックシートは、応募 1 件につき 1 枚提出してください。

研究課題名： _____

チェック欄	チェック項目		備考
<input type="checkbox"/>	様式 1	申請書	—
<input type="checkbox"/>	様式 2	提案課題全体の研究計画	5 ページ程度
<input type="checkbox"/>	様式 3	全体計画の内訳（年度別所要経費）	—
<input type="checkbox"/>	様式 4	機関別研究計画	機関ごとに作成 3～5 ページ程度／1 機関
<input type="checkbox"/>	様式 5	代表研究者及び分担研究者の研究歴等	—
<input type="checkbox"/>	様式 6	研究者調書	研究者ごとに作成 1 ページ／1 研究者
<input type="checkbox"/>	様式 7	他制度等による助成	—
<input type="checkbox"/>	様式 8	用語の説明書	必要に応じて作成

※ 応募書類の提出先等については、公募要領の「VI. 提出書類の作成と注意 2. 提出書類の作成」をご確認ください。

間接経費

研究開発の運営、成果の取りまとめ等、間接的に必要となる経費については、間接経費として計上できます。間接経費は、直接経費の合計の30%として下さい。

間接経費の執行は、機関の長の責任の下、間接経費の使用に関する機関としての方針等に則り計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保して下さい。

間接経費については、証拠書類を適切に保管し（毎年度の事業完了翌年度から5年間）、また、収支簿を作成する等してその収支を明らかにし、適正な管理・執行に努めて下さい。

間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により文部科学省研究開発局原子力課に報告して下さい。

間接経費の主な用途の例示

各受託機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

- ・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ・管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

○研究開発部門に係る経費

- ・共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究開発の実施者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- ・特許関連経費
- ・研究棟の整備、維持及び運営経費
- ・実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- ・研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- ・設備の整備、維持及び運営経費
- ・ネットワークの整備、維持及び運営経費
- ・大型計算機（スパコンを含む。）の整備、維持及び運営経費
- ・大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- ・図書館の整備、維持及び運営経費
- ・ほ場の整備、維持及び運営経費

等

○その他の関連する事業部門に係る経費

- ・研究成果展開事業に係る経費
- ・広報事業に係る経費

等

※上記以外であっても、間接経費の配分を受けた各受託機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能とします。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(別紙様式)

競争的研究資金に係る間接経費執行実績報告書 (平成〇〇年度)

機関名: _____

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位: 千円)

(収入)		
競争的研究資金の種類	間接経費の納入額	備 考
〇〇研究費補助金	〇, 〇〇〇	
〇〇制度	〇〇〇, 〇〇〇	
合 計	〇〇〇, 〇〇〇	
(支出)		
経費の項目	執行額	備考 (具体的な使用内容)
1. 管理部門に係る経費		
①人件費	〇〇, 〇〇〇	
②物件費	〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇, 〇〇〇	
④その他		
2. 研究開発部門に係る経費		
①人件費	〇, 〇〇〇	
②物件費	〇〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇	
④その他		
3. その他の関連する事業 部門に係る経費		
①人件費	〇, 〇〇〇	
②物件費	〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇, 〇〇〇	
④その他		
合 計	〇〇〇, 〇〇〇	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。

(間接経費の考え方、使途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付)